

仕 様 書

1. 件名

2021年度 教育研究会等に対する授業研究支援

2. 事業目的

高レベル放射性廃棄物の最終処分事業の理解促進にあたっては、事業が長期にわたることから、将来的に世論形成の中核を担う次世代層及び、その次世代層を指導する教育関係者（教員及び教育者を志す学生）に対し、社会的課題の一つとして同廃棄物の最終処分事業の認知拡大を図ることが重要である。

このため、原子力発電環境整備機構（以下「機構」という。）は、高レベル放射性廃棄物の処分事業について学校での授業実践につなげることを目的に、教育関係者による教育研究会等が行う学習指導案の作成や教材開発、施設見学等の授業研究に関する自発的な活動を支援する。

- * 学習指導案とは、教育関係者が授業を行うにあたり、年間指導計画に基づき、単元の目標を達成するために、授業で何をどのような順序や方法で指導し、また、どのように児童・生徒を評価するかについて一定の形式にまとめたものをいう。

3. 事業内容

(1) 教育研究会等に対する授業研究支援を行うための事務局運営業務

高レベル放射性廃棄物の処分問題を学校の授業で実践することを目的とした授業研究活動を行う教育研究会等に対する活動支援を行うために、以下に掲げる業務等を行う事務局を運営する。

① 授業研究支援先の募集及び選考

- a 授業研究支援先の募集は、機構ホームページ (<https://www.numo.or.jp/eess/>)にて行う。
- b 授業研究支援先の選考については、支援希望団体からは以下に掲げる事項（ア～カ）を、支援希望個人からは以下に掲げる事項（ア、エ～カ）を記載した研究計画書を提出させ、授業研究内容やこれまでの活動実績等を勘案し、機構が定めた選考基準に基づき、決定する。支援終了時には、事項（カ）を報告書として提出させる。

ア 授業研究の内容

学習指導案の作成や必要となる教材の開発等、授業実践に向けた取組みの内容であること。

イ 授業実践の拡大に向けた取組み

ワークショップ開催、他組織への情報提供などの授業実践拡大に向けた活動を提案実施すること。

ウ 年間の活動のうち、機構職員が参加し情報提供する場を、原則として、1回以上設けること。

エ 機構の基本教材（*）等を活用した授業の実践

2021年3月に改訂した基本教材等を活用した授業実践を積極的に行うこと。

オ 授業実践の拡大を図るために機構が行う教材の整備への協力を承諾すること。

カ 授業研究の報告

授業研究の結果について、その実施内容や成果を含めた結果をとりまとめ、報告を行うこと。

- (*) 基本教材とは、「2020年度 教育研究会等に対する授業研究支援」において、基本教材改訂監修委員会協力のもと作成された「電気を作ると出るごみについて考えよう」「高レベル放射性廃棄物について考えよう」「高レベル放射性廃棄物の処分問題」を学ぶ基本教材」のことをいう。

- c 授業研究支援先は、各種教育研究会（教員による自主的授業研究サークル含む）全国15団体程度（各電力管内において1～2団体を想定）、組織に属さない教育関係者10名程度（全国を想定）とする。

② 授業研究支援先に対する活動支援

授業研究支援先決定後は、事務局として必要な情報提供を適宜行うこと。また、授業研究支援先から、高レベル放射性廃棄物に関する教育関係者への情報提供の依頼等があった場合には、機構にその都度相談し、必要に応じて外部専門家（大学の教授程度を想定）の派遣（5回程度を想定）による研修機会の用意など、当該支援先のニーズに可能な限り応える措置を講じること。

③ 授業研究支援先への活動支援額の決定等

授業研究支援先から提出された研究計画書及び予算積算書等を基に、支援額決定等に係る要綱等に基づき、当該支援先に係る支援額の決定・検査・支払を行う。

なお、支援額決定等に係る要綱は、機構と協議の上、定める。

- a 支援額は以下記載額を上限とし、授業研究支援先から提出された研究計画書及び予算積算書を基に、支援額決定等に係る要綱等に基づき機構と協議の上、決定する。

○団体：800,000円（税込み）／団体

（内訳（団体）の例）※見込みであり実施状況に応じて精算

- ・研究会合費：@200,000円×1式（会場費・印刷費等含む）
- ・教材開発費：@200,000円×1式（学習指導案の作成等）
- ・普及活動費：@300,000円×1式（他組織での情報提供に伴う旅費等）
- ・その他雑費：@100,000円×1式

○個人：50,000円（税込み）／人

（内訳（個人）の例）※見込みであり実施状況に応じて精算

- ・教材開発費：@40,000円×1式（学習指導案の作成等）
- ・その他雑費：@10,000円×1式

- b 授業研究支援先に支援額として支払うべき金額は、当該支援先の実施結果報告書

及び支払請求書を基に、授業研究等の実施に要した経費の証憑等进行检查した上で、
aにより決定した支援額を上限として支援額として支払うべき金額を確定し、支払いを行う。なお、授業研究等の実施にあたり、授業研究支援先より概算払の請求がなされた場合は、機構と協議の上、当該支援先に支払いを行う。

- c 授業研究支援先の検査結果及び支払状況等については、その都度機構に報告するとともに、機構の求めに応じて適宜報告を行うものとする。

(2) 授業実践の拡大策としての研修会の実施

高レベル放射性廃棄物の処分問題や教育支援事業の取組みについて、広く教育関係者に知ってもらい授業実践していただくための研修会を行う。

- a 対象については、委託先が研修会に相応しい機会を提案し、機構と協議して選定する。(10箇所を上限とする)
- b 内容については、教育関係者による模擬授業を行う等、ノウハウに関する情報提供を含める。
- c 研修会には機構職員が必ず参加すること。

(3) 授業で活用いただけるホームページコンテンツの制作

機構ホームページの「教育支援・出前授業」コンテンツ内に掲載する授業例を2種類制作すること。なお、制作にあたっては、以下に記載の事項を考慮すること。

- a 制作テーマについては機構と協議の上、決定する。
- b 2つの異なるテーマで制作すること。
- c 動画やQRコード等を盛り込み、授業で活用することを前提に制作すること。
- d 制作物の著作権については期間を設けず機構に帰属することを基本とする。

(4) 全国研修会の開催

授業研究支援先における活動成果を全国で共有する場として、授業研究に携わった方々を対象にエネルギー環境教育「全国研修会」(機構主催)を実施する。

本研修会は、研究発表会及び分科会に分かれての意見交換会の実施を標準とするが、効果的な研修会となるよう具体的なプログラム内容等について提案するものとする。なお、原則として対面実施とするが、オンライン中継も行う想定で提案すること。

① 実施場所及び開催日時

東京都内の会場(科学館等のホール・会議室相当を想定)にて1回・1日間で実施する。なお、実施場所及び開催日時は、機構と協議の上、決定する。

② 参加対象者

本研修会の参加対象者は、原則として授業研究支援先の授業研究等に参加した者(最大150名程度(各10名×15団体程度を想定))とする。

なお、授業研究に携わった方々以外の希望者も参加可能とするが、その参加の可否にあたっては、疑義が生じないよう機構と協議の上、決定する。

③ 構成(一例)

- a 授業研究支援先ごとの成果発表とそれに対する意見交換
- b 専門家（大学の教授等4名程度を想定）からの情報提供・講評
なお、具体的な構成は、機構と協議の上、決定する。

④ 運営

全国研修会を円滑に実施するために必要な準備及び研修会の運営等を行う。

- a 研修会の準備、運営経費として、会場費・講師謝礼・旅費の支払い、配付資料（150ページ×200部程度）の印刷費等、運営に必要な事務を行う。
- b 参加者へのアンケート調査を実施し、結果の集約・分析を行う。
- c 研修会参加費は無料とし、参加者に対する謝金は支払わない。
- d 講師の謝礼は、機構の謝礼基準を参考として機構と協議の上、支払額を確定する。
- e 参加者の旅費等の範囲は、次によるものとする。
 - ※参加者の車船賃（鉄道費、船賃、航空賃、車賃）は、グリーン料金等特別料金を含まない社会通念上妥当なルートに応じた実費とする。
 - ※参加者の宿泊費は、必要性を確認した上で、機構の宿泊基準を上限とした実費とする。

(5) 本事業の成果周知のための広報

授業研究支援先の活動や全国研修会の結果について教育関係者へお知らせするため、機構ホームページ「教育支援・出前授業」コンテンツ内に掲載用の記事等を作成しデータを納品すること。

- a 授業レポート掲載用の記事等の作成 (<https://www.numo.or.jp/eess/class/>)
各地での基本教材等を活用した授業レポートや、作成された学習指導案、教材等を、上記ページ内にて閲覧、ダウンロードできるよう作成する。
- b 授業研究支援先の活動概要、全国研修会開催結果ページ用の記事等の作成 (https://www.numo.or.jp/eess/study/active_report.html)
各研究会の取組みや、全国研修会の内容が分かる概要について作成する。
作成にあたっては、参加者等から事前に許諾を得たうえで、写真を用いるなど、開催状況をより分かりやすく伝える工夫をこらすこと。

(6) 事業の評価

授業研究支援先ごとに授業研究の実施状況等を取りまとめるとともに、各地の研究会会合や全国研修会等の意見交換に係る議事録や実施状況に関するまとめを作成すること。また、機構と調整の上、授業研究等参加者及び全国研修会の参加者に対しアンケートを実施し、客観的に効果測定を行い事業の評価を行うとともに、本事業評価に基づき、今後の取組みの方向性について検討し、機構に提案する。

(7) 報告書の作成

上記 (1) から (6) までの内容について、報告書及び報告書概要版を作成し、電子

データを記録した媒体（CD-ROM等）を提出する。

（8） 遵守事項・禁止事項

- ① 受託者は、機構の掲げる経営理念に則り、かつ、機構の事業の社会的影響の大きさに特に留意して誠意をもって委託業務を実施すること
- ② 受託者は、機構の事業の公正性、透明性及び信頼性を棄損することのないよう委託業務を実施すること
- ③ 受託者は、上記①、②に加え、機構の事業に関する国民への理解活動において説明会等を開催する場合、以下の行為を行なわないこと
 - （1） 金銭・便益等の提供を伴う参加者募集
 - （2） 意図的な参加者の選別及び発言の誘導
- ④ 受託者が教材の製作を行う際は、引用について著作の範囲、使用の制限など事前に権利者に確認を行うことを徹底する。また、確認した日付、相手、内容を機構に報告する。
- ⑤ 業務の実施状況について、機構の求めに応じて書面で報告すること
- ⑥ 上記①から⑤までの実施事項について、事項ごとに機構に確認しながら進めること。

（9） 確定検査

証憑等を確認することにより、実施内容について確定検査を行い、機構と協議の上、受託金額の範囲内で精算する。

4. 事業期間

委託契約締結日から2022年3月17日（木）まで

5. 納入物

制作したホームページコンテンツや報告書及び報告書概要版の電子データを記録した媒体（CD-ROM等）

以 上